

陳 情 第 79 号	令 8. 9. 24 受 理
(件 名) 盛土を伴う管理用道路の整備計画について	
(陳情の要旨) かごしま郡山風力合同会社及び日本風力エネルギー株式会社（以下「事業者」）による（仮称）かごしま郡山風力発電事業計画において、大量の盛土を伴う管理用道路の整備が複数計画されている。 環境影響評価準備書（以下「準備書」）段階では、鹿児島県知事意見で建設残土の処分方法や処分場所については、尾根にある谷埋めによる方法を実施しないように求めていたわけだが、環境影響評価書（以下「評価書」）段階では、管理用道路として計画されている場所が事実上の谷埋めの土捨て場と化している。事業者自らも説明会資料に「既存道路や既存改変地を最大限利用する」とうたっているにもかかわらず、計画のほとんどが新規道路である。また、計画されている管理用道路は、準備書から評価書にかけて、盛土の量が3. 7倍に増えた計画になっている。 （準備書：約39, 462立方メートル→評価書：約147, 674立方メートル） 風車7号機及び8号機に通じる盛土で新設する梨木野方面の管理用道路については、昨今の気象状況に鑑みても危険であるため、事業者には既存の平たんな道路を活用するように変更を求めてきた。 しかし、評価書案に対して提出した意見への事業者の回答は、「既存道路については、風車部材等の運搬可否を検討した結果、通行条件や安全性等の観点から利用は困難であると判断したことから、現在の道路計画を採用している」とのことであった。 事業者は既存道路の利用が困難であるとしているが、その判断に至った具体的な技術的根拠や比較検討資料は示されていない。 そのことを指摘しての再質問に対しては、事業者から「平面図だけではなく、縦横断図や造成計画、排水計画、もちろん土量計算もそうで、安定計算や排水計画については今回、標準構造図で出しているが、小段排水を全部設けている。そういったところで安定計算を基にきちんと排水計画をする。排水計画が土木設計の重要なポイントになってくるため、今後は計画の詳細も示していければと思っている」と回答があったが、代替案の検討結果や判断過程について十分な説明がなされていない。	

梨木野地域の民家のほとんどが、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。先般の熊本地震のような災害発生時は土砂災害が発生する危険性が十分に考えられる。

については、以上の要旨に基づき、下記事項について陳情する。

記

1. 鹿児島市は、盛土を伴う管理用道路の整備計画に関し、のり面の安定性、排水計画及び地盤条件等について、専門的知見に基づく十分な検証を行うこと。
2. 鹿児島市は、風車7号機及び8号機に通じる管理用道路に関し、既存道路の利用が困難であるとする技術的根拠及び新設道路計画の必要性について、事業者に対し十分な説明を求めること。